

## 注文していないのに健康食品が送られてきて… 送りつけ商法にご注意ください!

### 相談事例

突然自宅に電話があり、「注文された健康食品を送ります」といわれ、心当たりがなかったので、「注文していない」というと、「昨年に初回の注文を受けている。3回注文することを条件に29800円を19800円にしている」「今回2回目なので断れない」といわれた。何度も断ったが、最終的には断りきれず商品の受け取りを承諾してしまった。全く身に覚えがないため納得できない。

※その後、消費生活センターから確認したところ、注文した事実がないことが判明。

その他の事例

- ・「注文生産のためキャンセルできない」といって強引に送りつける
- ・強い口調で「払わないと裁判をおこす。裁判費用も払ってもらう」と脅された



### 注意するポイント

- (1) 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送りつけられた場合、契約が成立していないので代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。
- (2) 勧誘されても必要がなければきっぱりと断りましょう。業者名や連絡先を確認し、日時ややり取りを記録しておく、万が一トラブルになった際に役に立ちます。
- (3) 商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。受け取ると、保管する義務が発生します。特に、代引きの場合は、トラブルの解決が難しくなるので注意しましょう。連絡先を控えて、受け取り拒否の手続きをしましょう。

### お問い合わせ

佐賀市消費生活センター  
(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)

☎40-7087 (平日9時~16時)  
FAX40-2050

※面談相談は、事前に予約ください。

トラブルが発生したら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

## 人権ふれあい コンサートin川副

～生まれ生きてくれて  
ありがとう～

子育てシンガーマンさんによるコンサートと青柳達也さんによる人権劇を行います。

■日時 3月2日(土)  
13時30分～15時15分

■場所 佐賀市立南川副公民館  
(川副町大字鹿江)

■参加料 無料

※託児(無料)の申し込みは、2月25日(月)までに問い合わせ先へ連絡ください。



モンさん

◎お問い合わせ  
佐賀市教育委員会  
川副出張所 教育課  
(南川副公民館内)  
☎45・8919  
FAX45・2130

## あなたの人権 わたしの人権 『マイノリティ』という言葉に寄り添って

『今までわかっていないつもりだったけど、本当に当事者になって初めてその気持ちがわかるってこのことね。』

今から3年前、私の友人ががんを患い、12時間の手術に耐え、薬を飲むために食事を取るという毎日を送っていました。

闘病生活を経たある日、友人と話す中で、友人が冒頭の言葉を言ったのです。元気な頃は平穩に過ごし毎日を感謝することなど考えもしなかったのに、命にかかわる病気になり初めて当事者がどんな『想い』なのかを深く考えるようになったことでした。私もがんの手術を受けていたので、その『想い』はとてもよくわかりました。今では、お互いに心を許し励まし合って『想いをわかり合える』存在になっています。

『マイノリティ』という言葉をご存知でしょうか。少数派の人たちのことです。被差別部落出身者や障がい者、性的に悩んでいる人など、数え切れない少数派の人たちがいます。彼らは人には言えない悩みやいろいろな事情を抱えて生きています。そのマイノリティたちが声を出すことは、いかに勇気のいることか。私もこの経験を通して、少数派の立場の気持ちがよく理解できるようになりました。

これからは心を新たに、この人はどんな事情を抱えているのかと考える、ゆっくりと相手の話を聴く姿勢を身につけたい、自然に相手に寄り添う心を養いたいと思っています。

(社会同和教育指導員 栗崎 孝子)  
※佐賀市のホームページにも掲載しています。

### ◎お問い合わせ

人権・同和政策課 人権啓発係(ほほえみ館内)  
☎40-7367 FAX34-4549

## 平成25年度

# 交通災害共済加入申し込みの受け付けを始めました

交通災害共済は、加入者が交通事故に遭ったときに見舞金を支給する相互扶助制度です。万一に備え、家族みんなで加入しましょう。

★掛け金 1人年額 **500円**  
※加入は1人一口までで、途中加入の場合も掛金は変わりません。

★見舞金の対象となる事故…公道上での車両が関係する人身事故  
(例) 人と車、車と車、車と自転車、人と自転車、車両の自損事故、自転車と自転車  
※自転車による自損事故も対象となります。

■加入できる人 佐賀市に住民登録している人  
■共済期間 平成25年4月1日(それ以降は加入日の翌日)～平成26年3月31日

■加入方法 必要事項を記入した加入申込書と掛金を添えて申し込みください。

- ①ゆうちょ銀行・郵便局(銀行、農協、漁協、信用金庫などは不可)
- ②本庁市民相談コーナー、市民活動推進課(アイ・スクエアビル4階)、各支所市民サービス課の窓口

### ■見舞金額

下表のとおりです。見舞金を請求する場合、診断書などが必要となります。手続き内容については、事前に問い合わせください。

#### 交通災害共済見舞金一覧表

区分	入院・通院実日数	見舞金額
事故証明書あり	死亡	100万円
	高度後遺障害	80万円
	200日以上	20万円
	150日以上	15万円
	100日以上	10万円
	75日以上	7万5千円
	50日以上	5万円
	25日以上	3万円
証明書なし	10日以上	2万円
	25日以上	2万円
	10日以上	1万2千円

### ◎申し込み・問い合わせ

市民活動推進課 交通安全・防犯係  
(アイ・スクエアビル4階)  
☎40-7012 FAX40-2050  
または各支所 市民サービス課

## 屋外広告物 Q&A



看板(屋外広告物)をなるべく目立つように、大きく高く出したいが、何かルールがありますか?



佐賀市屋外広告物条例では、佐賀市の景観をよりよくするために、設置場所や広告物の種類ごとに表示できる高さや面積が決まっています(自家用広告物も含む)。

平成20年4月以前に設置された屋外広告物の経過措置(猶予)期間が、平成25年3月末で満了します。  
該当する屋外広告物(自家用広告物も含む)は、この期間中に原則許可申請手続きが必要です。

屋上広告、壁面広告なども同様に地域ごとに基準が定められていますので、その基準が表示できる上限となります。また、基準内であっても周辺の景観から著しく突出または派手な広告物とならないようにしてください。  
なお、屋外広告物を設置する前には、原則許可申請手続きが必要です。まずは、建築指導課へ相談ください。

### ◎お問い合わせ

本庁 建築指導課 景観係  
☎40-7172 FAX40-7392



- (例) 野立広告の設置基準
- 第2種禁止地域、第1種許可地域  
面積 10㎡以内  
高さ 10m以内  
合計20㎡まで
  - 第2種許可地域  
面積 12㎡以内  
高さ 15m以内  
合計30㎡まで
  - 第3種許可地域  
面積 15㎡以内  
高さ 20㎡以内  
合計40㎡まで